

奈良県告示第二百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び奈良市都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

変更前 大和都市計画道路三・三・五号大和田紀寺線

変更後 大和都市計画道路三・三・五号八条紀寺線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

廃止する土地の区域

奈良市大和田町、石木町、七条西町一丁目、七条西町二丁目、六条西四丁目、六条西五丁目、七条一丁目、七条二丁目、六条一丁目、六条二丁目、六条三丁目、六条町、西ノ京町、柏木町、八条町及び八条五丁目